

産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領

平成15年10月1日

要領第62号

改正 平成18年3月31日 要領第30号

改正 平成20年2月14日 要領第15号

改正 平成22年2月10日 要領第10号

改正 平成23年9月30日 要領第10号

改正 平成24年3月9日 要領第36号

改正 平成26年2月6日 要領第14号

改正 令和2年3月25日 要領第7号

改正 令和2年12月25日 要領第5号

改正 令和4年3月23日 要領第7号

改正 令和5年3月16日 要領第3号

改正 令和6年11月19日 要領第5号

産業別高齢者雇用推進事業実施要領（平成15年要領第61号、以下「実施要領」という。）の2の（3）により産業別高齢者雇用推進事業を産業別団体（実施要領の1に規定するものをいう。以下同じ。）に委託する場合は、この要領により行う。

1 産業別高齢者雇用推進事業の委託先

産業別高齢者雇用推進事業の委託先は、産業別高齢者雇用推進事業を実施しようとする産業別団体のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）の理事長が必要と認めた産業別団体とする。

2 委託事業

委託する事業は、実施要領の2の（1）の事業とする。

【抜粋】実施要領の2の（1）

産業別高齢者雇用推進ガイドラインの策定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、産業別団体毎に次の業務を行う。

イ 産業別高齢者雇用推進ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するための企画・立案を行う産業別高齢者雇用推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置・運営すること。

ロ ガイドライン策定の事業を円滑に実施するため、高齢者雇用推進担当者（以下「推進担当者」という。）を設置すること。

ハ ガイドライン策定のための各種調査を実施すること。

ニ ガイドラインを策定し、当該産業に属する事業主に対し、当該ガイドラインについて啓発広報を行うこと。

ホ 前各号に附帯する業務

3 委託の手続

- (1) 産業別高齢者雇用推進事業を実施しようとする産業別団体は、「産業別高齢者雇用推進事業実施申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）により機構に申し込むものとする。
- (2) 機構は、申込書を審査し、機構の予算の範囲内で産業別高齢者雇用推進事業の目的に合致する産業別団体を選定するものとし、「産業別高齢者雇用推進事業実施承認通知書」（様式第2号。以下「承認通知書」という。）又は「産業別高齢者雇用推進事業実施不承認通知書」（様式第3号）により、その結果を産業別団体に通知するものとする。
- (3) 承認通知書を受け取った産業別団体（以下「団体」という。）は、「産業別高齢者雇用推進事業実施計画書」（様式第4号。以下「実施計画書」という。）を、機構に提出するものとする。
- (4) 団体は、実施計画書の経費の算出に当たっては、機構の予算の範囲内で機構と団体が協議して定める額の範囲内において算出するものとする。
- (5) 機構は、団体が提出した実施計画書の内容を審査の上、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）の額等を決定し、別添の様式による産業別高齢者雇用推進事業業務委託契約書に基づき委託契約を締結する。

4 委託費の交付等

- (1) 機構は、3の(5)の規定による委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき委託費を交付するものとする。
- (2) 委託費の交付は、団体からの請求に基づき、機構の予算の範囲内において、原則として年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）ごとに精算払とするものとする。ただし、精算払の方法により難しいときは各年度半期ごとに概算払とすることができる。
- (3) 委託費は、上記2の委託事業以外には使用することができない。

5 交付の対象となる経費

委託費は、産業別高齢者雇用推進事業を行うために必要な業務費とし、その内訳は次の区分による。

- イ. 事業経費
- ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費
- ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費
- ニ. 消費税及び地方消費税

6 一括再委託の禁止

団体は、契約を履行する場合において、委託事業の全部を一括して再委託してはならない。

7 流用の制限

団体は、委託費の区分の金額については、機構の承認を受けなければ区分間において彼此流用することができない。ただし、流用に係る区分（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、いずれか低い額の20%の範囲内において区分の金額を彼此流用する場合についてはこの限りではない。

なお、上記5のハに係る経費については、20%の範囲内において流用する場合においても別に定める額を超えることはできないものとする。

8 委託事業の変更

(1) 機構は、機構の中期目標の変更等により、委託事業の内容又は委託費の額を変更する必要があるときは、「産業別高齢者雇用推進事業変更通知書」（様式第8号）により、その旨を団体に通知するものとする。

(2) 団体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、「産業別高齢者雇用推進事業変更承認申請書」（様式第9号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

イ. 実施計画書に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更の場合を除く。）

ロ. 7に定める流用の制限を超えて委託費の経費の配分を変更する場合

(3) 機構は、(2)の変更承認の申請があった場合は、審査の上、「産業別高齢者雇用推進事業変更承認・不承認通知書」（様式第10号）により、団体に通知する。

9 経理区分

団体は、委託事業に関して他と区分して経理し、委託事業に係る収支の状況を常に明らかにしなければならない。

10 事業実績報告等

(1) 精算払により事業を実施する団体は、「産業別高齢者雇用推進事業実施結果報告書」（様式第11号。以下「実施結果報告書」という。）及び「産業別高齢者雇用推進事業委託費精算報告書」（様式第12号。以下「精算報告書」という。）に必要な書類を添えて、各年度の事業が終了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに機構に提出しなければならない。

(2) 概算払により事業を実施する団体は、上半期分については、実施結果報告書を当

該年度の１０月１５日までに、年度分（上半期分及び下半期分）については、実施結果報告書及び精算報告書に必要な書類を添えて、各年度の事業が終了した日から３０日以内又は当該年度の３月１５日のいずれか早い日までに機構に提出するものとする。

- (３) 団体は、委託事業の実施が困難になった場合には、遅滞なくその旨を機構に報告しなければならないものとする。

１１ 委託費の確定

機構は、上記１０の（１）又は（２）の報告に基づき、各年度における委託費の額を確定し、団体に対し「産業別高齢者雇用推進事業委託費確定通知書」（様式第１３号）により通知する。

１２ 監査及び指導

- (１) 機構は、委託事業の実施状況について、団体に対し監査及び指導を行うことができる。
- (２) 機構は、必要があると認める場合には、団体に対して委託事業の実施に関する帳簿書類の提出又は報告を求めることができる。
- (３) 団体が委託事業の一部について再委託を行っている場合で、機構が、委託事業に係る実施状況を確認することが必要であると認めるときには、再委託先に対し、
- (１) 及び（２）と同様の監査等を行うことができるものとする。
- (４) 機構は、委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、団体に対し、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

１３ 委託費の返還

１１の規定により委託費の額を確定した結果、団体に交付した委託費に残額が生じたとき及び委託費により発生した利息等があるときは、機構は、年度ごとに返還の期限を定めて、その残額及び利息等の返還を「産業別高齢者雇用推進事業委託費返還通知書」（様式第１４号）により、団体に通知するものとする。

１４ 委託事業の取消し等

- (１) 機構は、団体が次のいずれかに該当すると認められるときは、委託費の全部若しくは一部の交付を停止し、又は委託事業の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- イ. 委託契約に違反したとき。
- ロ. 委託事業を遂行することが困難になったとき。
- ハ. 委託事業の実施途中であっても、あらかじめ実施計画書（８の（１）又は（２）

- により実施計画書が変更された場合は、その変更後の実施計画書)に示された委託事業に係る目標の達成が著しく困難であるとき。
- (2) 前項に該当し、委託契約を解除した場合には、機構は、当該解除の日までに実施した委託事業に係る委託費(次項に基づいて処理する残務に係る経費を含む。)を団体に交付する。この場合に、概算払により交付した委託費に残額が生じたときは、団体はこれを機構に返還するものとする。
- (3) 第1項の規定により、委託契約が解除された場合において、団体は、委託事業の残務の処理が完了するまで、機構との協議に基づきこれを処理するものとする。
- (4) 第1項の規定により、委託契約が解除された場合においても、団体は機構の定める期限までに10の(1)又は(2)に定める報告をしなければならない。

1.5 権利の帰属

委託事業の実施に伴って生じた著作権及びこれに付随する一切の権利は、機構に帰属するものとする。

1.6 守秘義務

団体は、委託事業に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は機構の承認なしに他の目的に使用してはならない。委託事業が終了した場合においても同様とする。

1.7 個人情報の管理

団体は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条(安全管理措置)、第67条(従事者の義務)及び第176条(罰則)の適用を受けるものであり、この委託契約により保有した個人情報の取扱いに当たっては、機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程(平成17年3月29日規程第10号)」に従わなければならない。

1.8 その他

この要領に定めるもののほか、委託に関し必要な事項は、機構の理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成15年10月1日から施行する。
- 2 産業別高齢者雇用推進事業業務委託要綱(平成11年制定。次項において「委託要綱」という。)は、廃止する。
- 3 前項にかかわらず、委託要綱に基づきすでに締結された契約は本要領により締結された契約とみなすものとする。

附 則（平成18年3月31日要領第30号）

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月14日要領第15号）

- 1 この要領は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に産業別高齢者雇用推進事業実施要領の一部を改正する要領（平成20年2月14日要領第14号）による改正前の産業別高齢者雇用推進事業実施要領に基づいて開始されている事業における業務委託については、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月10日要領第10号）

- 1 この要領は平成22年2月10日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領に基づいて開始されている事業における業務委託については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月30日要領第10号）

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日要領第36号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日要領第14号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領に基づいて開始されている事業における業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日要領第7号）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領に基づいて開始されている事業における業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日要領第5号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和2年12月25日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要領の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月23日要領第7号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領に基づいて開始されている事業における業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月１６日要領第３号）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月１９日要領第５号）

この要領は、令和６年１２月１日から施行する。

別添

〇〇業高齢者雇用推進事業業務委託契約書

産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領（平成15年要領第62号、以下「委託要領」という。）の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（契約担当役理事、氏名）（以下「甲」という。）は、（団体名、役職、氏名）（以下「乙」という。）と、委託要領2に掲げる事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（委託事業）

第2条 乙は、甲の定めた委託要領により委託事業を実施しなければならない。

（委託事業の内容）

第3条 委託事業の内容は、別添「産業別高齢者雇用推進事業実施計画書」（様式第4号。以下「実施計画書」という。）のとおりとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約に係る契約保証金を免除するものとする。

（委託費の交付等）

第5条 甲は乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として交付するものとし、その内訳は別添実施計画書のとおりとする。ただし、各年度（4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。以下同じ。）において甲が乙に交付する委託費の上限額は、次のとおりとする。

令和 年度 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 年度 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 甲は乙から委託費の請求があったときは、甲の予算の範囲内で原則として年度ごとに精算払とするものとする。ただし、精算払の方法により難しいときは各年度半期ごとに概算払とすることができるものとする。

3 乙は、精算払を受けようとするときは、甲が各年度における委託費の額を確定後速やかに「産業別高齢者雇用推進事業委託費交付申請書」（様式第5号）を甲に提出す

る。

- 4 乙は、第2項ただし書きの規定による概算払を受けようとするときは、各年度半期ごとに「産業別高齢者雇用推進事業委託費概算払交付申請書」（様式第6号）を上半期分は当該年度の5月15日までに、下半期分は当該年度の10月15日までにそれぞれ甲に提出する。この場合、甲は当該申請書の内容を審査し、適正と認めるときは乙に対し「産業別高齢者雇用推進事業委託費概算払交付決定通知書」（様式第7号）により交付額を通知し、乙が指定する金融機関口座に委託費を交付するものとする。

（委託期間）

第6条 この契約による委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託事業の変更）

- 第7条 甲は、甲の中期目標の変更等により必要が生じたときは、委託事業の内容を変更することができる。この場合、甲は、その変更後の内容を「産業別高齢者雇用推進事業変更通知書」（様式第8号。以下「変更通知書」という。）により、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、委託事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「産業別高齢者雇用推進事業変更承認申請書」（様式第9号。以下「変更承認申請書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、委託事業が予定の期間内に終了しないとき、又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに甲に報告してその指示を受けなければならない。

（委託費の変更）

- 第8条 甲は、前条第1項により委託事業の内容を変更したとき又は第5条第1項の委託費の金額を変更する必要が生じたときは、その変更後の金額を変更通知書により、乙に通知するものとする。
- 2 乙は、委託費の経費の配分に変更の必要が生じたときは、あらかじめ変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、それぞれの配分額（消費税及び地方消費税を除く。）のいずれか低い額の20%以内の変更の場合には、この限りではない。なお、産業別高齢者雇用推進担当者の設置費については、20%の範囲内において流用する場合においても甲が別に定める額を超えることはできないものとする。
 - 3 甲は上記2により乙から変更の申し出があったときは、審査の上、「産業別高齢者雇用推進事業変更承認・不承認通知書」（様式第10号）により乙に通知する。
 - 4 委託費交付内訳の細目については、別に定める。

(区分経理、帳簿の備付け及び保存)

第9条 乙は、委託費を乙の他の経費と区分して経理するものとし、その支出の内容を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整備し、これを委託事業の終了(第17条の規定に基づき契約を解除した場合を含む。)した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでのいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

2 乙は、委託費の資金と乙の他の経費の資金とを区分するため、乙に委託費専用の預金口座を設けるものとする。ただし、精算払により委託費の交付を受ける場合はこの限りではない。

(委託費の不適正支出等)

第10条 乙は、交付された委託費を委託事業以外の事業に使用してはならない。

2 以下の各号のいずれかに該当する不適正な支出が認められた場合は、甲は乙に交付した委託費の返還を求めることができる。

(1) 委託事業に使用したことが特定できないものを含む事業目的に合致しないものへの支出

(2) 単価・数量等に妥当性を欠く過大な支出

(3) この契約による委託期間中に使用することを目的としないものへの支出

(4) 甲からの通知等によって定められている禁止事項への支出

(5) その他前各号に準ずる不適正な支出

(損害賠償)

第11条 乙がこの契約に違反し又は乙の故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、甲は、第20条の規定による違約金の徴収の有無にかかわらず乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、第17条第1項第3号及び第4号の規定により、契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求を行わない。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害賠償を行うものとする。ただし、損害の発生が甲の責任に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を甲の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の承認)

第13条 乙は、委託事業の実施を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、実施計画書において甲が認めた場合、又はやむを得ない事情が生じ、甲が認めた場合は、再委託することができる。

2 乙は、再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

(委託事業の報告等)

第14条 乙は委託事業実施期間中は、年度ごとに次に掲げる手続を行うものとする。

(1) 乙が、精算払により事業を実施する場合は「産業別高齢者雇用推進事業実施結果報告書」(様式第11号。以下「実施結果報告書」という。)及び「産業別高齢者雇用推進事業委託費精算報告書」(様式第12号。以下「精算報告書」という。)に必要な書類を添えて、各年度の事業が終了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに甲に提出するものとする。

(2) 乙が、概算払により事業を実施する場合は、上半期分については、実施結果報告書を当該年度の10月15日までに、年度分(上半期分及び下半期分)については、実施結果報告書及び精算報告書に必要な書類を添えて、各年度の事業が終了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書の提出を受けて、その内容を検討した結果、必要があるときは、乙に対して是正等の措置または資料等の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、委託事業の実施が困難になった場合は、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならないものとする。

(委託費の額の確定等)

第15条 甲は、前条第1項により提出された報告書等に基づき、年度ごとに委託費の額を確定し、乙に対し「産業別高齢者雇用推進事業委託費確定通知書」(様式第13号)により委託費の確定通知を行うものとする。

2 甲は、前項で確定した委託費の額が、既に交付した各年度における委託費の額を下回っているときには、乙に対し、期日を定めてその差額の返還を求めるものとする。

3 乙は、委託費の取扱いから預金利息を生じた場合は、甲にこれを報告し、定められた期日までに甲に納付しなければならない。

(監査及び指導)

第16条 甲は、乙に対して監査及び指導を行い、また、必要と認める帳簿書類の提出及び報告を求めることができる。

2 甲は、乙が委託事業の一部について再委託を行っている場合で、委託事業に係る実

施状況を確認することが必要であると認めるときは、再委託先に対し、前項と同様に監査等を行うことができる。

- 3 甲は、乙による委託事業の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の規定に違反したとき。
 - (2) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
 - (3) 委託事業を遂行することが困難になったとき。
 - (4) 委託事業の実施途中であっても、実施計画書(第7条第1項又は第2項の規定により実施計画書が変更された場合は、当該変更後の実施計画書)に示された委託事業に係る目標の達成が著しく困難であると認めたとき。
- 2 前項に該当し、この契約を解除した場合には、甲は、当該解除の日までに実施した委託事業に係る委託費(次項に基づいて処理する残務に係る経費を含む。)を乙に交付する。この場合に、概算払により交付した委託費に残額が生じたときは、乙はこれを甲に返還するものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、委託事業の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づきこれを処理するものとする。
- 4 第1項の規定により、この契約が解除された場合においても、乙は甲の定める期限までに第14条第1項に定める報告をしなければならない。

(権利の帰属)

第18条 この契約による委託事業の実施に伴って生じた著作権及びこれに付随する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(守秘義務)

第19条 乙は、委託事業に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は甲の承認なしに他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、委託事業が終了した後においても同様とする。

(違約金)

第20条 乙は、第17条第1項第1号又は第2号に該当し、契約を解除された場合に

は、第5条第1項の委託費の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(委託費返還及び遅延金)

第21条 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をしなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とする。

2 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。

3 乙は、第11条第1項、第15条第2項及び第3項、第17条第2項、第20条並びに第1項の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じて財務大臣が決定する国の債権の管理等に関する法律施行令で定める率を乗じて得た金額を遅延金として支払わなければならない。

4 前項の規定により計算した遅延金の額が100円未満であるときは、これを支払うことを要せず、また100円未満の端数が生じる場合には、切り捨てるものとする。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、委託事業を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために使用し、また、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

3 乙が委託事業を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を取り扱う業務を外部に再委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように留意し、再委託の契約書にこの条の規定に準ずる事項を明記しなければならない。

4 乙は、委託事業を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。業務の必要上甲の承諾を得て複製又は複製した場合には、業務終了後、適正な方法で破棄しなければならない。

5 乙が委託事業を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適切な方法で破棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該指示によるものとする。

6 乙は、個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、前各項については、委託事業が終了した後においても同様とする。

(自主的な普及啓発の実施)

第23条 乙は、委託事業が終了した後においても、会員企業に対してガイドラインの自主的な普及啓発に取り組むものとする。

(フォローアップ調査への協力)

第24条 乙は、甲が委託事業終了後に乙の会員企業に対して実施するフォローアップ調査に協力するよう努めるものとする。

(契約書の解釈等)

第25条 前各条に定めるほか、この契約に関し、条文の解釈に疑義を生じたとき又は各条文に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の本部所在地を管轄する千葉地方裁判所とする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 印

乙

印

様式第 1 号

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業実施申込書

下記のとおり、〇〇業高齢者雇用推進事業を実施いたしたく、関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 実施目的等

様式第 1 号別紙 1 のとおり

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 団体の概要

様式第 1 号別紙 2 のとおり

様式第 1 号別紙 1

事業の実施目的等については以下のとおりです。 ※各項目は具体的に記載してください。

事業に応募した背景や理由（①業界にある喫緊の課題、②業界特有の課題）
改正高年齢者雇用安定法（70歳までの就業機会の確保）への取組方針
ガイドラインを効果的に普及させるための取組内容及び委託事業終了後の自主的なガイドラインの普及に係る取組内容

様式第 1 号別紙 2

産業別高齢者雇用推進事業実施申込団体概要書

業種	
産業分類番号及び名称 (中分類及び小分類)	
団体名	
代表者	
所在地	
電話番号	
団体事務局職員数	
窓口担当者	
窓口担当者電話番号	
窓口担当者Eメール	
設立年月日	
旧公益法人制度の所轄官庁部 局	
設立目的	
事業概要	
会員企業数	
主な会員企業	
会員企業全体の常用雇用労働 者数	
行政機関、独立行政法人又は公 益法人からの受託事業の実績	

様式第 2 号

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業実施承認通知書

令和 年 月 日付けをもって申し込みのあった〇〇業高齢者雇用推進事業の実施については、
下記のとおり承認したので通知します。
つきましては、「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」（平成 1 5 年要領第 6 2 号）に基づき、「産業
別高齢者雇用推進事業実施計画書」（様式第 4 号）を作成の上、提出してください。

記

1. 委 託 事 業 名
- 〇〇業高齢者雇用推進事業
2. 委託事業の内容
- 「産業別高齢者雇用推進事業業務委託要領」に基づく事業の実施
3. 委 託 期 間
- 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第3号

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業実施不承認通知書

令和 年 月 日付けをもって申し込みのあった〇〇業高齢者雇用推進事業の実施については、
当機構において厳正に審査した結果、ご希望に添いかねることとなりましたので通知します。

様式第 4 号

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業実施計画書

〇〇業高齢者雇用推進事業（令和 ・ 年度）の実施について、「〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画総括表」（様式第 4 号別紙 1）を作成の上、提出します。

〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画総括表

団体名

1. 〇〇業高齢者雇用推進委員会委員候補者一覧

委員の氏名	委員の所属及び職名	連絡先（電話）

2. 〇〇業高齢者雇用推進担当者候補者一覧

推進担当者の氏名	推進担当者の所属及び職名	連絡先（電話）

3. 〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画額 様式第 4 号別紙 2 のとおり

4. 〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画額内訳書 様式第 4 号別紙 3 のとおり

5. 消費税法における事業者の区分 課税事業者 ・ 免税事業者

※ 3 及び 4 については年度別に作成すること。

※ 5 で課税事業者を選択した場合、課税事業者であることの確認のため「消費税課税事業者届出書」の写し等、課税事業者であることが分かる書類を添付すること。

〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画額（令和 年度分）

団体名

区 分	計画額（千円）
イ. 事業経費	
1. 各種調査の実施	
2. ガイドラインの策定	
3. 啓発広報の実施	
4. その他	
ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費	
ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費	
小 計	
ニ. 消費税及び地方消費税	
合 計	

〇〇業高齢者雇用推進事業実施計画額内訳書（令和 年度分）

団体名

※

① 事業名	② 事業の内容	③ 事業の実施に要する経費の内訳及び概算額		備 考
			単位：円	
合 計				

※には、「イー 1 各種調査の実施」「イー 2 ガイドラインの策定」「イー 3 啓発広報の実施」「イー 4 その他」「ロ 推進委員会の設置・運営」「ハ 推進担当者の設置」の各区分から該当するものを選択の上、記入すること。

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業委託費交付申請書

〇〇業高齢者雇用推進事業委託費（令和 年度分）については下記指定の金融機関口座に振り込まれたく申請します。

振 込 先 金融機関名	銀 行 [] 支店 [] 信用金庫 [] ※ [] 内にコード番号を記載すること。
預 金 種 別	
口 座 番 号	
(カナ名義) 口 座 名 義	

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業委託費概算払交付申請書

〇〇業高齢者雇用推進事業委託費（令和 年度上半期分・下半期分）として下記指定の金融機関口座に振り込まれたく申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 内 訳 別紙のとおり

3. 振 込 先

振 込 先 金融機関名	銀 行 [] 信用金庫 [] ※ [] 内にコード番号を記載すること。
預 金 種 別	
口 座 番 号	
(カナ名義) 口 座 名 義	

〇〇業高齢者雇用推進事業委託費概算払交付申請内訳（令和 年度上半期分・下半期分）

区 分	金 額 （円）	備 考
イ．事業経費 1．各種調査の実施 2．ガイドラインの策定 3．啓発広報の実施 4．その他 ロ．産業別高齢者雇用推進 委員会設置費・運営費 ハ．産業別高齢者雇用推進 担当者の設置費		
小 計		
ニ．消費税及び地方消費税		
合 計		

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業委託費概算払交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった〇〇業高齢者雇用推進事業委託費概算払交付申請（令和 年度上半期分・下半期分）については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

2. 内 訳

区 分	金額（円）	備 考
イ. 事業経費 1. 各種調査の実施 2. ガイドラインの策定 3. 啓発広報の実施 4. その他 ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費 ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費		
小 計		
ニ. 消費税及び地方消費税		
合 計		

3. 交付予定日 令和 年 月 日

様式第8号

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業変更通知書

産業別高齢者雇用推進事業実施計画書に下記の変更の必要が生じたので通知します。

記

1. 変更事項

2. 変更年月日

3. 変更理由

様式第9号

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業変更承認申請書

産業別高齢者雇用推進事業実施計画書を下記により「〇〇業高齢者雇用推進事業変更計画額」
（様式第9号別紙1）及び「〇〇業高齢者雇用推進事業変更計画額内訳書」（様式第9号別紙2）
のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更年月日

3. 変更理由

〇〇業高齢者雇用推進事業変更計画額（令和 年度分）

団体名

区 分	変更計画額（千円）
イ. 事業経費	
1. 各種調査の実施	
2. ガイドラインの策定	
3. 啓発広報の実施	
4. その他	
ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費	
ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費	
小 計	
ニ. 消費税及び地方消費税	
合 計	

〇〇業高齢者雇用推進事業変更計画額内訳書（令和 年度上半期分・年度分）

団体名

※

① 事業名	② 事業の内容	③ 事業の実施に要する経費の内訳及び概算額	単位：円	備 考
合 計				

※には、「イー 1 各種調査の実施」「イー 2 ガイドラインの策定」「イー 3 啓発広報の実施」「イー 4 その他」「ロ 推進委員会の設置・運営」「ハ 推進担当者の設置」の各区分から該当するものを選択の上、記入すること。

様式第10号

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業変更承認・不承認通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった〇〇業高齢者雇用推進事業に係る変更承認申請について、下記のとおり通知します。

記

1. 承認・不承認の別 承認 ・ 不承認

2. 上記1で不承認とした理由

様式第 1 1 号

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地

名 称

代表者

産業別高齢者雇用推進事業実施結果報告書

〇〇業高齢者雇用推進事業（令和 年度上半期分・年度分）の実施結果について、「〇〇業
高齢者雇用推進事業実績額」（様式第 1 1 号別紙 1）及び「〇〇業高齢者雇用推進事業実績額内
訳書」（様式第 1 1 号別紙 2）のとおり報告します。

〇〇業高齢者雇用推進事業実績額（令和 年度上半期分・年度分）

団体名

区 分	実績額（円）
イ. 事業経費	
1. 各種調査の実施	
2. ガイドラインの策定	
3. 啓発広報の実施	
4. その他	
ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費	
ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費	
小 計	
ニ. 消費税及び地方消費税	
合 計	

〇〇業高齢者雇用推進事業実績額内訳書（令和 年度上半期分・年度分）

団体名

※

① 事業名	② 事業の内容	③ 事業の実施に要した経費の内訳及び支出額		備 考
			単位：円	
合 計				

※には、「イー 1 各種調査の実施」「イー 2 ガイドラインの策定」「イー 3 啓発広報の実施」「イー 4 その他」「ロ 推進委員会の設置・運営」「ハ 推進担当者の設置」の各区分から該当するものを選択の上、記入すること。

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地
名 称
代表者

産業別高齢者雇用推進事業委託費精算報告書

〇〇業高齢者雇用推進事業委託費（令和 年度分）の精算結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 委託費精算結果 (単位:円)

区 分	委託費 概算交付額	委託費 支出済額	差引額※	備 考
イ. 事業経費 1. 各種調査の実施 2. ガイドラインの策定 3. 啓発広報の実施 4. その他 ロ. 産業別高齢者雇用推進委 員会設置費・運営費 ハ. 産業別高齢者雇用推進担 当者の設置費				
小 計				
ニ. 消費税及び地方消費税				
合 計				

※精算払の場合は差引額欄の記入は不要。

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業委託費確定通知書

令和 年 月 日付けをもって報告のあった〇〇業高齢者雇用推進事業委託費（令和
年度分）の精算結果報告に基づき、下記のとおり当該委託費を確定したので通知します。

記

〇〇業高齢者雇用推進事業委託費の確定額（令和 年度分）	円
イ. 事業経費	
1. 各種調査の実施	円
2. ガイドラインの策定	円
3. 啓発広報の実施	円
4. その他	円
ロ. 産業別高齢者雇用推進委員会設置費・運営費	円
ハ. 産業別高齢者雇用推進担当者の設置費	円
ニ. 消費税及び地方消費税	円

様式第 1 4 号

高障求発第 号
令和 年 月 日

殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長

産業別高齢者雇用推進事業委託費返還通知書

令和 年 月 日付け 高障求発第 号をもって〇〇業高齢者雇用推進事業委託費（令和 年度分）の額を確定した結果、交付した委託費の残額及び委託費により発生した預金利息について、下記のとおり返還していただくことに決定したので通知します。

記

1. 返 還 額
- ① 委託費の残額

② 預金利息
- 円
円
円

2. 返 還 の 期 限 令和 年 月 日

3. 返還金振込先

事業の背景について

我が国では、急速に高齢化が進行しています。令和7年版（2025年版）高齢社会白書によると、我が国の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は29.3%に上昇し、世界の主要国で最高水準となっています。今後も高齢化は一層進行し、最新の人口統計では2070年の高齢化率は40%近くに達する見込みです。こうした中で、中長期的には、労働力人口の減少が見込まれることから、高齢者が長年培った知識・経験を十分に活かし、社会の支え手として意欲と能力のある限り活躍し続ける社会が求められています。

我が国は「超高齢社会」へ

生産年齢人口（15～64歳）の減少
と高齢化の進展

労働力人口
の減少

対策

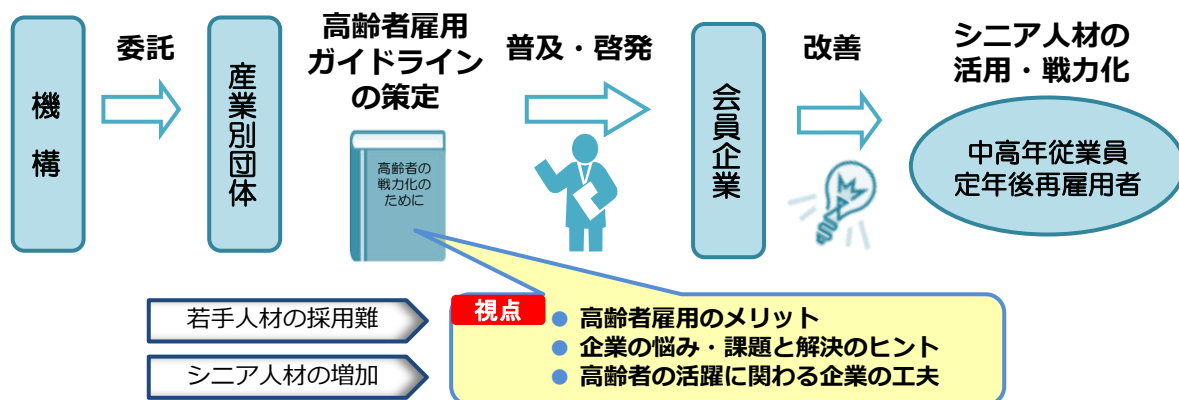
「改正高齢者雇用安定法施行」（R3）
～70歳までの就業機会を確保～

高齢者の長年の職業経験や高い専門能力、
就業意欲を活用して組織を活性化！

（生涯現役社会の実現）

当事業について

産業毎に、労働力の高齢化の状況や、置かれている経営環境、求められる労働者の性質、形態が異なります。そうした諸条件の差異を考慮し、産業別団体内に推進委員会を設置し、高齢者雇用に関する具体的な実態把握や課題解決の方策・提言について検討を行い、ガイドラインとして取りまとめ、普及啓発を行います。



事業の流れについて

※スケジュールは一例です。

1
年
次
目

- 高齢者雇用推進委員会の開催（年5回程度）
- 基礎データの収集（アンケート調査、ヒアリング調査等の実施）
- 事業報告書の作成（中間報告書）

2
年
次
目

- 高齢者雇用推進委員会の開催（年3回程度）
- ガイドラインの策定（会員企業等への配布）
- 普及啓発活動の実施（高齢者雇用推進セミナー等の開催）
- 事業報告書の作成（最終報告書）

ガイドラインの内容

テーマ設定（例）

制度面の改善

例）
継続雇用、
勤務形態、
賃金・処遇等

能力開発の改善

例）
次世代との
関係性の構築、
教育訓練、
技能伝承等

作業施設等の改善

例）
体力負荷軽減、
視力等低下対策、
ヒヤリハット等

新職場・職務の創出

例）
事業の多角化
・拡大、
新規事業創出等

健康管理・安全衛生

例）
生活習慣病予防、
メンタルヘルス、
安全対策等

定年前の準備支援

例）
キャリアパス
・ライフプラン
研修、面談等

他業種のガイドラインの紹介（令和6年度策定）

○かばん製造業
（一社）日本鞆協会



○ダイカスト業
（一社）日本ダイカスト協会



○計量計測機器製造業
（一社）日本計量機器工業連合会



○IT検証サービス業
（一社）IT検証産業協会



取り組み業種について

* 100業種（119件）のガイドラインを策定しています（R6.3.31現在） *

○内容は当機構ホームページでもご覧いただけます。

⇒ <https://www.ieed.go.jp/elderly/enterprise/guideline/index.html>

* 主な取り組み業種 *

建設業関連

建設、基礎工事、
とび・土工工事、
機械土工工事、
建設揚重業 等

製造業関連

パン、製紙、鍛造、
自動車車体、漬物、
パルプ、工作機械、
工業炉 等

情報通信業関連

情報サービス、
組込みシステム、
コンピュータ
ソフトウェア 等

卸・小売業関連

食料品小売、
百貨店、専門店、
アパレル・
ファッション 等

サービス業関連

ホテル、旅行、
保育サービス、
製造請負・派遣、
ゴルフ場、葬儀 等

利用者の声

* 高齢者雇用推進セミナー受講者の感想です *

製造業
/管理・監督者



「規程の整備のみではなく、配慮、能力開発、意識改革など、会社が考えておかねばならないことがよく分かりました。」

サービス業
/経営者・役員



「企業事例が大変参考になった。まだ取り組んでいない事例も多数あり、今後の会社運営に活かしたい。」

情報通信業
/管理・監督者



「手引きはしっかり読み込んで参考にしたい。同業界の社でも企業規模によってはポイントが違ってくるのも良く分かりました。」

卸売・小売業
/管理・監督者



「年齢別のキャリア面接などの中でガイドブックを活用し定年に向けた従業員の事前準備に対する動機づけに活かしていきたい。」

医療・福祉業
/従業員



「アセスメントシート、目標管理シート、従業員の業務遂行チェックリストなどの例が役立つと思います。」

※これら以外にもガイドラインをご覧になった多くの皆様からご好評をいただいております。